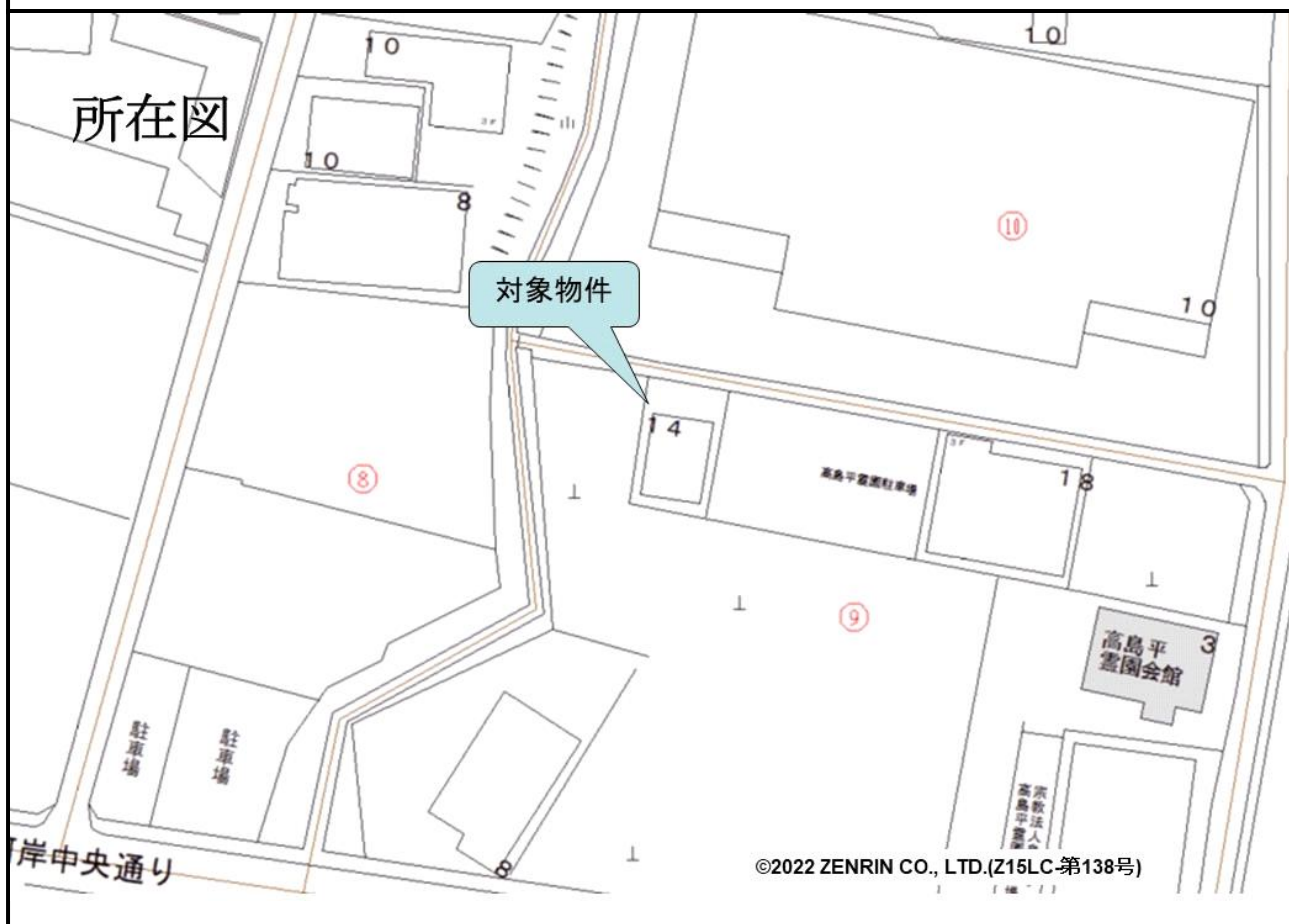


売却区分番号	3 5 6 1 - 1		
見 積 価 額	¥ 4 6 0 , 0 0 0	公 売 保 証 金	¥ 5 0 , 0 0 0
財 産 の 表 示	1 所在 東京都板橋区新河岸一丁目 地番 4 5 6 4 番 5 地目 宅地 地積 24.16 m ² 持分 6 分の 5 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	工業専用地域 準防火地域 3 0 m高度地区 建蔽率 60% 容積率 200%		
接 道 状 況	北側 幅員約 3 . 8 m舗装区道（建築基準法上の道路ではない。） ほぼ等高接面		
地 盤 ・ 地 勢	ほぼ平坦地		
使 用 状 況 等	雑草繁茂		
特 記 事 項	物置あり 対象物件は共有持分についての売却であるので、公売により取得したとしても完全な支配権を得たものではないため、その利用等については、他の共有者と協議して決めなければならない、対象物件を当然に使用収益できるとは限らない。		
住 居 表 示 等	東京都板橋区新河岸 1 丁目 9 番 1 4 号付近		
最 寄 駅 等	都営地下鉄 三田線 高島平駅 徒歩約 1 8 分		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第 8 9 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

3 5 6 1 - 1



売却区分番号

3 5 6 1 - 1

見取図



4729

4563-2

4564-2

4564-5

4564-3

4564-1

4565-1

4565-2

4563-1

4564-4

4554-12

4554-13

4556-1

4556-2

4555-2

4554-4

4554-10

4

売却区分番号	3 5 6 1 - 1
--------	-------------



※動産は公売財産に含まれません。